

記入例（通学形態変更届）

記入漏れ、整合性が確認できないなど、不備なく審査が完了するまで自宅外月額は振り込まれることはありません
本用紙に加えて賃貸借契約書などの証明書類も必要です

通学形態変更届（自宅外通学）

給付（新制度）

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

③奨学生番号は空欄

⑥自宅外への入居日

転居日を記入してください。

⑦契約期間

・賃貸借契約書に記載された契約期間を記入してください

⑧家賃・寮費発生年月日

・契約の開始日から家賃が発生している場合は契約の開始日を記入してください。
・実際に家賃が発生し始めた年月日を記入してください。

⑨自宅外住所

・賃貸借契約書や入寮証明書に記載された住所を記入してください。

①提出日	西暦2024年4月21日
生年月日	西暦2005年10月1日
②学籍番号	フリガナ イクエイ ユウ
氏名(自署)	育英 友
③奨学生番号	
④採用候補者決定通知登録番号	99999901-100-00999
⑤進学届入力日	

①提出日

学校へ提出する日を記入してください
②学生番号は空欄

④採用候補者決定通知登録番号

・採用候補者決定通知に書かれている登録番号を記入してください

⑤進学届入力日は空欄

・進学する前に進学予定の学校を通じて提出する場合は④のみを記入してください。

⑩生計維持者（現住所）

進学届で届け出る生計維持者の氏名、住所等を記入してください。

⑪キャンパス住所

・左記に書かれている住所を記入してください
・「京都市東山区川端通七条上ル」は番地、町名がなく不備となります

⑫自宅外要件

・①～④のいずれかに当てはまるものに✓を記入してください

・①～④に当てはまらない場合は学業に関連したやむを得ない事由があれば⑤詳細欄に記入してください。

学業に関連した事由でない場合は自宅外通学は認められません。

・独立生計維持者は⑤詳細欄に独立生計維持者である旨を記入してください。

・社会的養護の必要な者として採用された者は⑤詳細欄に社会的養護の必要なものである旨を記入してください。

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件及び提出書類の確認	「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に✓を記入し、証明書類を添付) □ A □ B □ C □ D <input checked="" type="checkbox"/> E □ F □ G	
⑥自宅外への入居日	西暦2024年3月25日	入居 → 入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3カ月以内に入居日の属する月が変更始期(注2) → 入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3カ月経過一届出日の属する月が変更始期(注2)
⑦契約期間	西暦2024年3月25日 ~ 西暦2026年3月24日	
家賃・寮費発生年月日(注3)	西暦2024年3月25日	いずれかに該当する場合✓を記入 □ フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生 □ 住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当
⑧自宅外住所	〒605-0991 京都市東山区袋町1-285番地	
⑩生計維持者①(現住所)	生計維持者(続柄: 父) 〒543-0001 氏名: 育英 太郎 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13	
⑩生計維持者②(現住所)	生計維持者(続柄: 母) 〒543-0001 氏名: 育英 花子 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13	
⑪キャンパス住所	〒605-0991 京都市東山区上堰詰町272-1	
⑫自宅外要件	下記①～④に当てはまるかどうか✓を記入してください。 ①～④に当てはまらない特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入してください。	当てはまる
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)	<input checked="" type="checkbox"/>
	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)	<input type="checkbox"/>
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)	<input type="checkbox"/>
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)	<input type="checkbox"/>
	⑤その他やむを得ない特別な事情	詳細:

(注1)自宅外通学事務処理センターに自宅外通学に係る証明書類が到着した日となります。
(注2)自宅外通学の変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注3)家賃・寮費発生年月日は支払日・日産額報告日ではありません。(例:2024年4月1日から2025年3月31日までの契約期間で、家賃が4月1日から発生している場合は2024年4月1日)
・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(繰越あるときは機構の定める額)にします。
・選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更届(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で届(届)出してください。
・通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の変更後の借入金額(予定・総額)が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。(学校を通じてお渡します。)

・自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

別紙「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本居にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

学校確認欄(✓を記入)	□ A □ B □ C □ D <input checked="" type="checkbox"/> E □ F □ G
-------------	---

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
-	30612500	0

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。